

一般会計補正予算など

14議案を議決

平成23年第3回市議会定例会が8月30日から18日間の日程で開かれ、歳入歳出の予算総額にそれぞれ3億9,598万3千円を増額し497億7,185万6千円とする、平成23年度天草市一般会計補正予算(第2号・第3号)など12議案がいずれも原案のとおり可決されました。また、教育委員会委員の任命や人権擁護委員の候補者の推薦2議案についても同意され、9月16日に閉会しました。

可決された議案

- ▼天草市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴うもの。
- ▼天草市一般住宅条例の一部を改正する条例の制定について
 - 新和町の川平一般住宅を廃止するもの。
- ▼天草市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改



埋蔵文化財の保護にご協力を！

土地に埋蔵されている文化財“埋蔵文化財”の保護のため、家の新築や店舗・工場の建設、道路工事やほ場整備などの各種開発行為を行うときは、事前に市の文化課に確認をお願いします。もし、開発予定箇所が埋蔵文化財の埋まっている土地“埋蔵文化財包蔵地”の範囲内や近接地のほか、埋蔵文化財の存在が予想される地域である場合は、文化財保護法に基づく手続きが必要になります。

そこで今号では、手続きの方法などについてQ&A形式で紹介いたします。

Q 市内には埋蔵文化財包蔵地ってどれくらいあるの？

A 市内には、集落遺跡・古墳・寺院跡・城跡など約500箇所の埋蔵文化財包蔵地があり、それぞれにその範囲が定められています。

Q 埋蔵文化財包蔵地かどうかはどうやって調べるの？

A 埋蔵文化財包蔵地の範囲を記した遺跡地図を使って調べます。この地図は市の文化課で閲覧することができるほか、同課まで来ることができない場合は、電話などでも問い合わせることができます。なお、今後は県のホームページでも確認ができる予定です。

Q 埋蔵文化財包蔵地で工事をする場合は、どんな手続きが必要なの？

A 文化財保護法の規定に基づき、工事に着手しようとする日の60日前までに、『埋蔵文化財発掘の届出』を市に提出してください。その後、この届け出は県に送付され、届け出の工事内容に基づき埋蔵文化財の保存についての対応を判断し、①慎重工事（文化財の存在に気をつけて慎重に工事を進めること）②立会工事（文化財専門職員の立ち会いにより工事を進めること）③発掘調査（工事によって消滅する部分の記録・保存を図るために事前に発掘調査を行うこと）などの指示を県が行います。

埋蔵文化財



Q 工事中に埋蔵文化財が発見されたらどうすればいいの？

A 工事中に土器などの埋蔵文化財が発見された場合は、現状を変更せずに、すぐに市の文化課までご連絡ください。埋蔵文化財発見の届け出を行った後、期間を限って市の教育委員会などが発掘調査を実施し、記録を残すなどの措置がなされます。

Q 発掘調査で埋蔵文化財が発見されたことがあるの？

A あります。市内にある埋蔵文化財包蔵地の範囲の多くは、土器や石器、かわらなどが地表面で採集されたかどうかで決められています。このため、特に土器等が拾えない市街地などでは、現在、文化財包蔵地の範囲外となっても、発掘調査によって新たな埋蔵文化財が見つかることも珍しくありません。

近年、新たに見つかった事例としては、有明町竹島の竹島遺跡、従来より遺跡の範囲が広がることがわかった事例として、五和町御領の一尾貝塚などがあります。ときには、歴史を書き換えるような大発見につながることもあります。

正する条例の制定について
—未普及地区への簡易水道の拡張工事に伴うもの。
▼スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
—字の区域の変更について
—土地改良法に基づく区画整理事業の実施に伴うもの（深海町）。
▼平成23年度天草市一般会計補正予算(第2号)——6.7月の豪雨により被災した道路や河川の復旧に伴う事

業費など歳入歳出の予算総額に3億5,574万1千円を増額し、497億3,161万4千円とするもの。
▼平成23年度天草市介護保険特別会計補正予算(第1号)
▼平成23年度天草市斎場事業特別会計補正予算(第1号)
▼平成23年度天草市水道事業会計補正予算(第1号)
▼平成23年度天草市一般会計補正予算(第3号)——8月14・15日に発生した集中豪雨により被災した農業施設などの復旧に伴う事業費として、歳入歳出の予算総額に4,024万2千円を増額し、497億7,185万6千円とするもの。
▼天草市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
—職員による不祥事の管理監督責任を果たすため、市長と副市長、教育長の給料月額を減額するもの。
—議員提出——
▼「離島振興法」の改正・延長を求める意見書の提出に

特別委員会を設置

一般会計、特別・企業会計の決算を審査する特別委員会のほか、庁舎建設に関する特別委員会が設置されました。各委員会の委員については次のとおりです（敬称略）。

■一般会計決算特別委員会
委員長=宮下幸一郎、副委員長=濱洲大心、委員=北野鋼一、楠本千秋、中村五木、平山泰司、田中茂、浜崎義昭、黒田忠広

■特別・企業会計決算特別委員会
委員長=船辺修、副委員長=鶴戸継啓、委員=濱崎昭臣、江浦政巳、大塚基生、鎗光秀孝、中村三千人、蓮池良正、勝木幸生

■庁舎建設に関する特別委員会
委員長=中尾友二、副委員長=古賀源一郎、委員=濱崎昭臣、池田裕之、松江雅輝、田中茂、赤木武男、宮下幸一郎、浜崎義昭、奈良崎利幸

【問い合わせ先】
本庁・議会事務局議事調査係 ☎ 1111 内線1302

同意された議案

▼教育委員会委員の任命について——教育委員に金子晴久氏（城下町2番13号）を任命することに同意。
▼人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて——委員に富永澄善氏（天草町下田北301番地1）を推薦することに同意。

報告された事項

▼平成22年度決算に係る財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について——地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により報告するもの。

継続審査となった議案

▼平成22年度天草市一般会計

※詳細は、本庁・総務課総務法制係 ☎ 1111 内線1214へお尋ねください。

歳入歳出決算の認定について（ほか19件）。

【問い合わせ先】 本庁(別館)・文化課文化財保護係 ☎ 1111 内線2532